

はじめに

令和7(2025)年3月

目黒区長 **青木 英二**



「32,990」この数字はいったい何を表しているのでしょうか。

これは、国連安全保障理事会の「子どもと武力紛争」に関する公開討論会において公表された、紛争下における2023年の子どもに対する重大な権利侵害の件数です。

「児童の権利に関する条約」が1989年の第44回国連総会で採択されてから、すでに35年が経ちました。1994年に日本で批准されてからも30年が過ぎています。

にもかかわらず、様々な要因により、一部で子どもの人権が侵害され、子どもたちの健やかな成長が脅かされている現状があります。

目黒区は、児童の権利条約の理念に基づいて、平成17年(2005年)12月に「目黒区子ども条例」を制定しました。

子どもの権利が尊重され、子どもが自らの意思でいきいきと成長していく子育ての大切さと、これを支える取組である「目黒区子ども総合計画」を策定し、計画の推進を通じて、子どもと大人がともにつくる豊かな地域社会を形成し、『心地よいまち』の実現を目指しています。

令和7年度からスタートする「目黒区子ども総合計画」では、改めて原点に立ち返り、子どもの権利を尊重し、子どもを中心に捉えて、地域全体で子育て子育てを支えることに重点をおいた施策づくりに取り組んでまいります。また、こども基本法の制定、こども家庭庁の発足を契機として、この5年間で大きく拡充した国、都の子ども政策と効果的に連動した取組を進めるとともに、昨今大きな問題となりつつある、生きづらさを抱える若者への支援にも取り組んでまいります。

本計画では新たな試みとして、計画期間内に特に優先して取り組むべき課題として、「未来につながる子ども・若者応援プロジェクト」と題し、「総合的な子どもと家庭への支援」「子ども・若者の社会参画」「子ども・若者の居場所づくり」を掲げ、積極的に推進していくこととしています。

今回の計画策定に際しては、子どもたちから様々な機会を通じて多くの声をいただきました。ご協力いただいた皆様には厚く御礼申し上げます。

私は、この子ども総合計画を通じて、すべてのめぐるの子どもが笑顔にあふれ、保護者や地域の方たちに愛されながら健やかに成長し、社会の一員として大きく羽ばたいていくことができるまちを目指して、区政運営に全力で取り組んでまいります。

目次

第1章_総論	1
1 計画改定の背景	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の進行管理	5
5 計画とSDGs	5
第2章_子ども・子育てを取り巻く現状	7
1 子どもと家庭をめぐる状況	8
2 家族と子育て家庭の状況	10
3 働き方と子育て支援に関する状況	12
4 子どもの生活・居場所	16
5 子どもの権利に関する意識	22
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	28
2 基本目標	29
3 「未来につなぐ子ども・若者応援プロジェクト」の推進	31
第4章 計画の内容	37
1 計画の見方	38
2 計画の体系	40
基本目標Ⅰ 子どもの権利が守られ大切にされるまち	42
(1) 子ども施策の普及・啓発	42
(2) 子どもの意見表明・参加の推進	45
(3) 児童虐待の予防と発生時の適切な対応	51
(4) 権利侵害から子どもを守る	56
基本目標Ⅱ 子どもが自らの意思で成長することができるまち	60
(1) 生きる力をはぐくむための切れ目ない支援	60
(2) 教育・保育の振興	64
(3) 子どものための多様な居場所づくり	73
(4) こころとからだの健康づくり	79
基本目標Ⅲ 子どもを安心して産み親子でいきいきと成長することができるまち	86
(1) 誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	86
(2) 子育て家庭への経済的支援	95
(3) 子どもと家庭への多様な支援	99
(4) 子育て家庭が集える環境づくり	103
基本目標Ⅳ 子どもが地域で育てられともに成長するまち	106
(1) 多様な活動場所の提供	106
(2) 文化・スポーツ活動への支援	109
(3) 子どもの育ちを支える地域づくり	114
基本目標Ⅴ 子どもが安全にすごせる子育てにやさしいまち	118
(1) 防犯・防災対策の推進	118
(2) 交通安全対策の推進	121
(3) 子育てにやさしい環境づくり	124

第5章 子ども・子育て支援事業計画	127
1 計画の位置づけ	128
2 計画期間中の子どもの数の推移	129
3 教育・保育に関する計画	132
4 地域子ども・子育て支援事業に関する計画	134
5 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	150
巻末資料	151
1 ライフステージに応じた事業一覧	152
2 目黒区子ども総合計画改定の経緯	159
3 目黒区子ども施策推進会議委員名簿	160
4 子ども・若者意見聴取事業 一めぐろ Youth ミーティングー Youth からの意見と区からのアンサー	161
5 用語解説(50 音順)	164
6 目黒区子ども条例	173

プロジェクトコラム目次



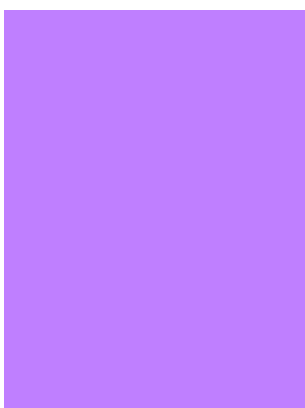
①-Part1- 児童相談所って何をするところ？	33
②なぜ今、子どもの人権がクローズアップされるのか	35
③子どもたちが抱える悩み～孤独～	36
④子どもや若者の意見を聴きました～めぐろ Youth ミーティング～	41
⑤子どもや若者の意見を聴きました～きもちのき～	50
⑥-Part2- 児童相談所は決して迷惑な施設ではない	55
⑦高校生向けワークショップ「いっしょに考えるヤングケアラー」	59
⑧-Part3- こども家庭センターを設置し、児童相談所との連携が重要になっています	94



表紙の絵・挿絵エピソード

表紙は、「わたしのだいすきなまち」をテーマに区内の子どもたちが描いた絵の中から、その「だいすき」な要素を散りばめて作成しています。そして、子どもたちの未来に向け掲げるプロジェクトの内容である、地域全体で顔の見える関係性を築きながら子どもと家庭への支援を行うことや、子どもや若者が積極的に社会活動に参加すること、子どもたちが「自分らしくいられる場所」「自分で多様な体験や遊びが出来る空間」を通じて、健やかに成長していくことのできるまちをイメージしています。絵の中には目黒区の名所があります！ぜひ見つけてみてください！

また、計画書の挿絵は、「わたしのだいすきなまち」をテーマに区内の子どもたちが描いた実際の作品です。



第1章

総論

1 計画改定の背景

(1) 背景

子どもの生きる権利や育つ権利、教育を受ける権利や意見を表明する権利などが定められた「児童の権利に関する条約¹(子どもの権利条約)」が日本で批准されてから30年が経ちました。この条約の理念に基づいて、子どもの権利が尊重され、子どもが自らの意思でいきいきと成長していく子育ての大切さとこれを支える取組を明らかにし、子どもたちが元気に過ごすことのできるまちの実現を目的として平成17年(2005年)に「目黒区子ども条例」が制定されてから、20年を迎えます。

目黒区子ども総合計画は、目黒区子ども条例第5条第1項に基づき子育てを支えるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための計画です。

子どもの権利を尊重し、子どもにとっての最善の利益を図ることを第一に考え、様々な取組を推進しています。

この30年間のグローバル化の進展は、国を超えて世界がつながり、子どもたちが国内のみならず世界で活躍する機会が高まりました。一方で、昨今のナショナリズムを背景とした地域間の紛争を端緒として、グローバル社会の発展に陰りがみられ、子どもの人権にも憂慮すべき状況が生まれつつあります。

そうした状況の中で、次代を担うすべての子どもたちの尊厳が大切にされ、健やかに成長していける環境づくりや仕組みの再構築が求められています。

(2) 国・都・区の動向

国の動向

- 令和5年(2023年)4月、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。こども基本法では、6つの基本理念をもとにこども施策を推進するとともに、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。同法の施行と合わせて、こども政策を総合的に推進していくための組織として「こども家庭庁」が発足しました。
- 令和5年(2023年)12月には「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱は、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めています。また、区市町村がこども計画を策定する際は、大綱の趣旨を勘案するよう努めることとされています。(こども基本法第10条第2項)
- 令和6年(2024年)5月には、こども大綱に基づく具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランとして「こどもまんなか実行計画2024」が示されました。この計画は、こども大綱の趣旨にのっとり、こどもや若者の健やかな成長のための施策のほか、少子化対策やこどもの貧困対策など、幅広い子ども施策を網羅しています。
- 令和6年(2024年)4月に施行された児童福祉法²等の一部を改正する法律では、子育て世帯への包括的な支援のための体制強化をはじめ、子育てに困難を抱える家庭が顕在化している状況を踏まえた支援をしていくこととしています。

¹ 児童の権利に関する条約…1989年に、国連総会において採択された条約。18歳未満のすべての子ども(児童)を対象として子どもの人権について規定するとともに、子どもの権利や自由の尊重及び確保の観点から必要となる事項について規定している。日本は1994年にこの条約を批准した。

² 児童福祉法…児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律で昭和22年に制定された。

東京都の動向

- 令和 3 年(2021 年)4 月「東京都こども基本条例」が施行されました。条例では、「子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先とすること」を明確化したうえで、子供のための施策を展開し、子供の健やかな成長に寄与することを目的としています。
- 「チルドレンファースト」の社会の実現を目指し、子供目線に立って政策のバージョンアップを不断に図りながら、子供政策を総合的に推進していくための指針として、「こども未来アクション」を策定しています。令和 6 年(2024 年)2 月に示された「こども未来アクション 2024」では、エビデンスに基づく子供政策の推進に向けて、子供の声を政策に反映しています。また、子供政策への反映状況について体系的に「見える化」をしています。

目黒区の動向

- 「今後もすべての区民がいいききと心豊かに生活のできる地域」となるよう、20 年先の目黒区のあるべき姿とその実現のための方向性を定めた「目黒区基本構想」を令和 3 年(2021 年)3 月に策定しました。
目黒区基本構想では、すべての人が心地よいと感じるようなまちを目指すとともに、あらゆる場面で子どもの権利を尊重し、子どもたちがいいききと成長し安心して子どもを産み育てられる地域社会をつくることを目指しています。
- 令和 4 年(2022 年)3 月には、目黒区基本構想に掲げる目黒のまちを実現するための具体的な計画として「目黒区基本計画」を策定しています。
目黒区基本計画では、「子育て子育てへの支援」「生きる力を育む学校教育の推進」「豊かな地域社会をつくる生涯学習の充実」等を掲げ、すべての子どもの権利が守られ健やかに成長していくための施策に取り組むこととしています。
- 総合的な子ども家庭支援体制の構築を目指して、妊娠期から青年期にわたる切れ目のない子育て子育てへの支援に取り組んでいます。その実現のために、地域の様々な主体との連携を強化していくとともに、まち全体での機運醸成が重要なことから、令和 6 年(2024 年)2 月に「ベビーファースト宣言」を表明しました。区の子ども施策に対する関心を高めながら地域の中での子育て子育て支援に対する取組を進めています。
- 保育所の待機児童ゼロを令和 2 年(2020 年)4 月に達成して以降、「放課後子ども総合プラン³ 推進計画」を策定し、小学校内に学童保育クラブの整備を行いながら、すべての児童が安全・安心に過ごせる居場所づくりに取り組んできました。
- これまでの取組に加えて、トー横キッズ⁴をはじめとして様々な悩みを抱え、家庭や学校に居場所がない中高生のための居場所づくりが重要となっています。

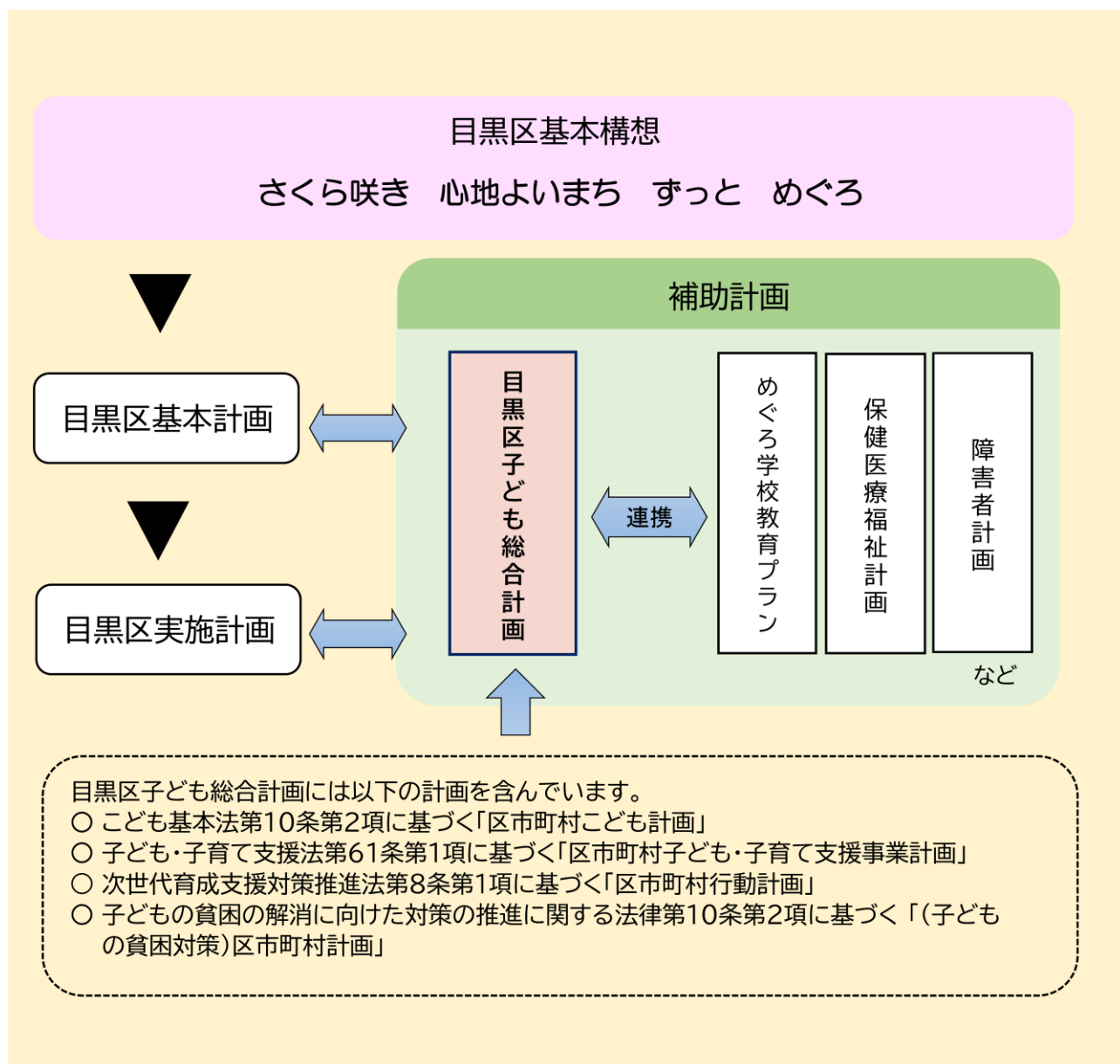
³ 放課後子ども総合プラン…全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ(学童保育クラブ)と放課後子供教室(ランランひろばや子ども教室など)の整備等を進める計画。

⁴ トー横キッズ…「トー横」とは「新宿東宝ビルの横」を略したもので、歌舞伎町の新宿東宝ビル周辺の路地裏に集まっている子どもや若者のこと。虐待やいじめなどを理由に生きづらさを感じ、居場所を求めて「トー横」に集まって過ごしている子どもたちが、犯罪に巻き込まれるケースも多く、近年メディアでも取り上げられている。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、「目黒区子ども条例」第5条第1項に基づく子ども総合計画です。
- 本計画は、区の長期計画である「目黒区基本計画」の補助計画であり、区の他の補助計画と整合性を図っています。
- 本計画は、国の各種法令に基づいて区が策定すべき関連計画を含んでいます。

【目黒区子ども総合計画の位置づけ】



3 計画の期間

計画の期間は令和 7 年度(2025 年度)から令和 11 年度(2029 年度)までの 5 か年とします。ただし、社会環境や経済状況等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて、見直しを行います。

【計画の期間】

計画名	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
子ども 総合計画	策定	開始年度				終了年度

4 計画の進行管理

子ども総合計画の目標を達成するため、毎年、各施策の進捗状況の管理を行うとともに、区民に公表していきます。また、目黒区子ども条例第 6 条に基づき設置されている目黒区子ども施策推進会議⁵に諮り、効果的な計画の推進につなげていきます。

5 計画とSDGs⁶

SDGs は、2015 年に国連で採択された 17 のグローバル目標と 169 のターゲットから構成される包括的な開発フレームワークです。これらの目標は、2030 年までに貧困や不平等、気候変動などの世界的な課題を解決することを目指しています。

SDGs の 17 のゴールは、あらゆる人々が公平に社会の恩恵を受けられるようにすること、自然環境を保護し持続可能な社会を築くことを重視しています。これには「貧困をなくす」「飢餓をゼロに」「質の高い教育をみんなに」「ジェンダー平等を実現する」「クリーンエネルギーをすべての人に」などの目標が含まれます(次ページの図表「SDGs の 17 のゴール概要」参照)。

令和 4 年(2022 年)3 月に策定された目黒区基本計画において、区はSDGsの 17 の分野ごとに各施策を結び付け、SDGsの視点で「誰一人取り残さない」社会の実現に取り組んでいます。

今回策定する目黒区子ども総合計画においても、施策ごとにSDGsの視点を踏まえて取り組んでいます(詳細は第4章 計画の内容で記載)。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



⁵ 目黒区子ども施策推進会議…子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くための区長の付属機関。

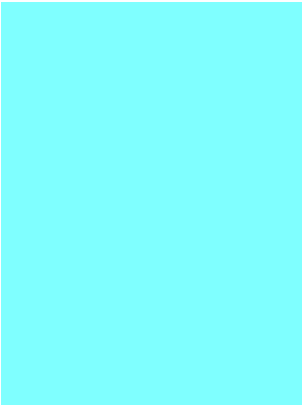
⁶ SDGs…平成 27 年(2015 年)9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年(2030 年)までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

【SDGsの17のゴール概要】

ゴール	概要	ゴール	概要
	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		各国内及び各国間の不平等を是正する
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する		包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		持続可能な生産消費形態を確保する
	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	ジェンダー ⁷ 平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	<出典> 国連持続可能な開発サミット「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」⁸(外務省仮訳)	

⁷ ジェンダー…「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。

⁸ アジェンダ…実行を目指してつくられる計画のこと。



第2章

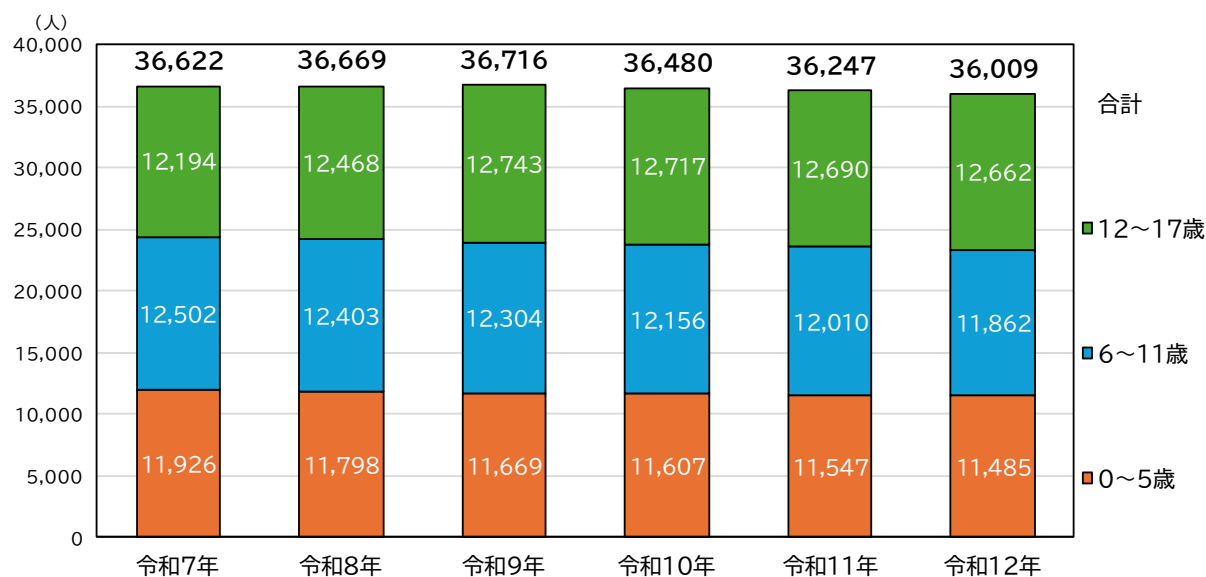
子ども・子育てを取り巻く現状

1 子どもと家庭をめぐる状況

(1) 子どもの人数

令和7年の子どもの人数は、0～5歳が11,926人、6～11歳が12,502人、12～17歳が12,194人であり、合計36,622人となっています。今後の人口推計は、全体としては減少傾向です。

【子どもの人数の推計(目黒区)】

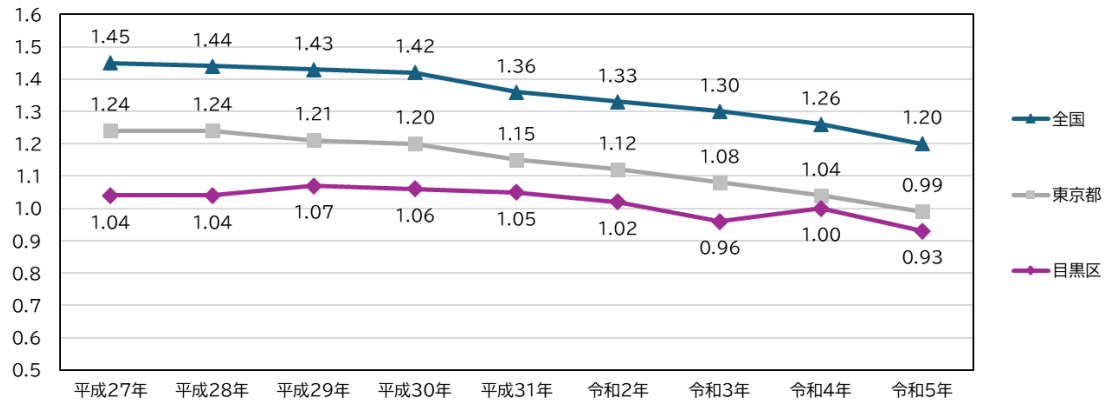


資料：目黒区人口・世帯数の予測(令和6年3月)【住民基本台帳ベース】(目黒区)

(2) 合計特殊出生率⁹と出生数

目黒区の合計特殊出生率は横ばい傾向にあり、令和5年には 0.93 となりましたが、全国、東京都に比べて低くなっています。

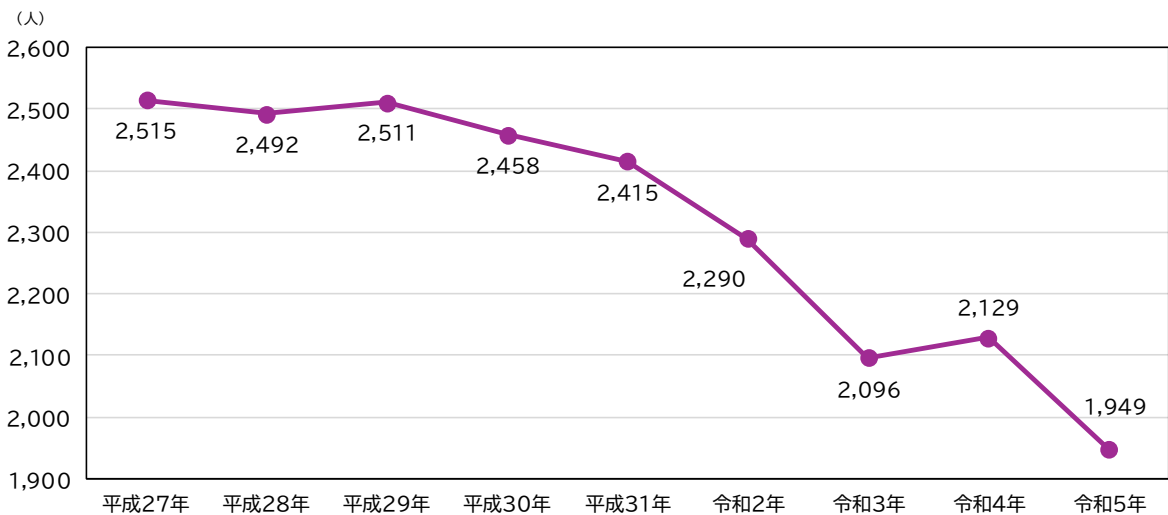
【合計特殊出生率の推移(全国・東京都・目黒区)】



資料:東京都人口動態統計(東京都福祉保健局)・人口動態統計(厚生労働省)

目黒区の出生数は、平成 29 年以降減少傾向にあり、令和5年には 1,949 人となっています。

【出生数の推移(目黒区)】



資料:東京都衛生統計(東京都福祉保健局)

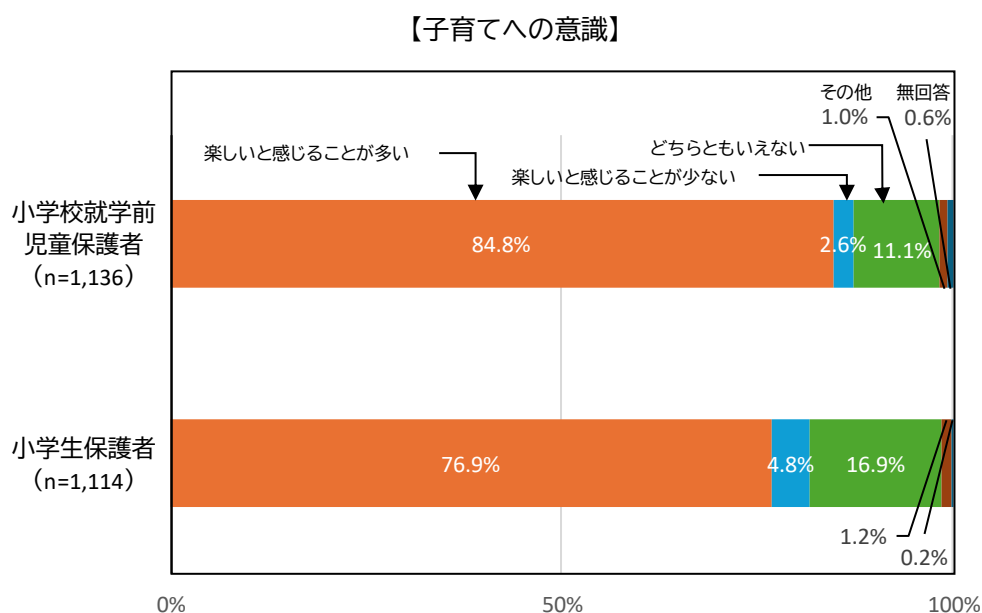
⁹ 合計特殊出生率…「15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。(人口動態統計(厚生労働省)参考資料より抜粋)

2 家族と子育て家庭の状況

(1) 子育てへの意識

子育てへの意識は、「子育てを楽しんでいることが多い」が、小学校就学前児童保護者では84.8%、小学生保護者では76.9%となっています。

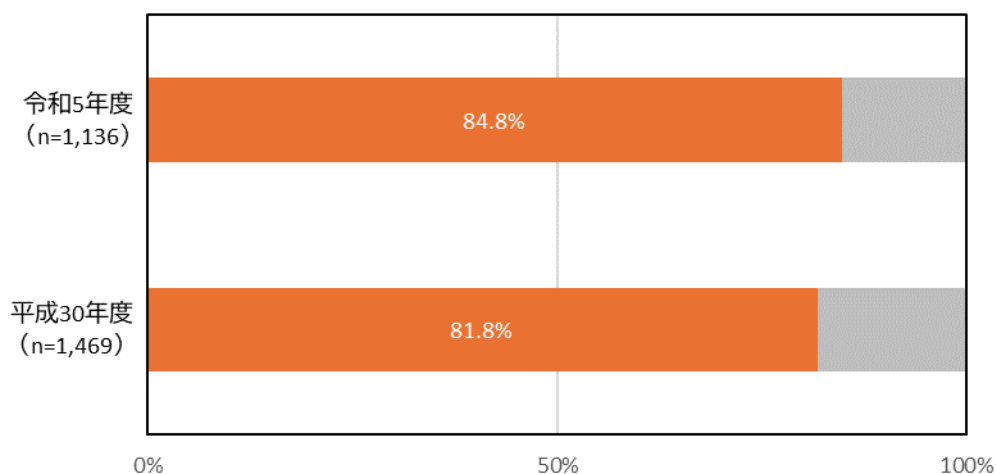
小学校就学前児童保護者では「楽しいと感じることが多い」という割合は、平成30年度と比べて3.0ポイント多くなっています。



資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査¹⁰

【子育てへの意識(過年度調査との比較)】

小学校就学前児童保護者



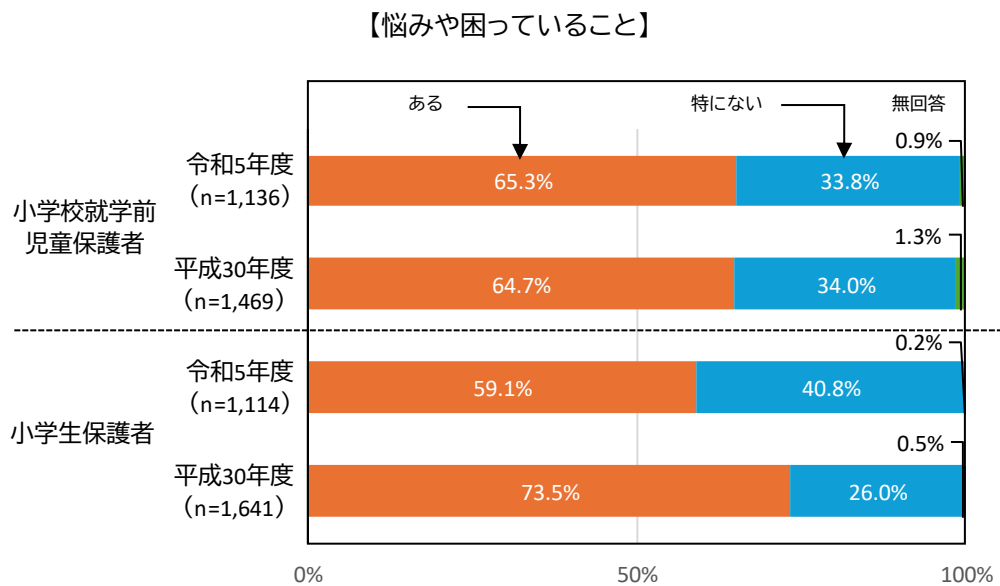
資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

¹⁰ 基礎調査…子育てサービスのニーズや子育ての現状を把握し、子ども総合計画改定に向けた基礎資料とするため、未就学の子どもがいる保護者 3,000 人、小学生の子どもがいる保護者 3,000 人のほか、子ども(小学生 2・4・6 年生、中学生 1・3 年生、高校生世代)に行った調査。

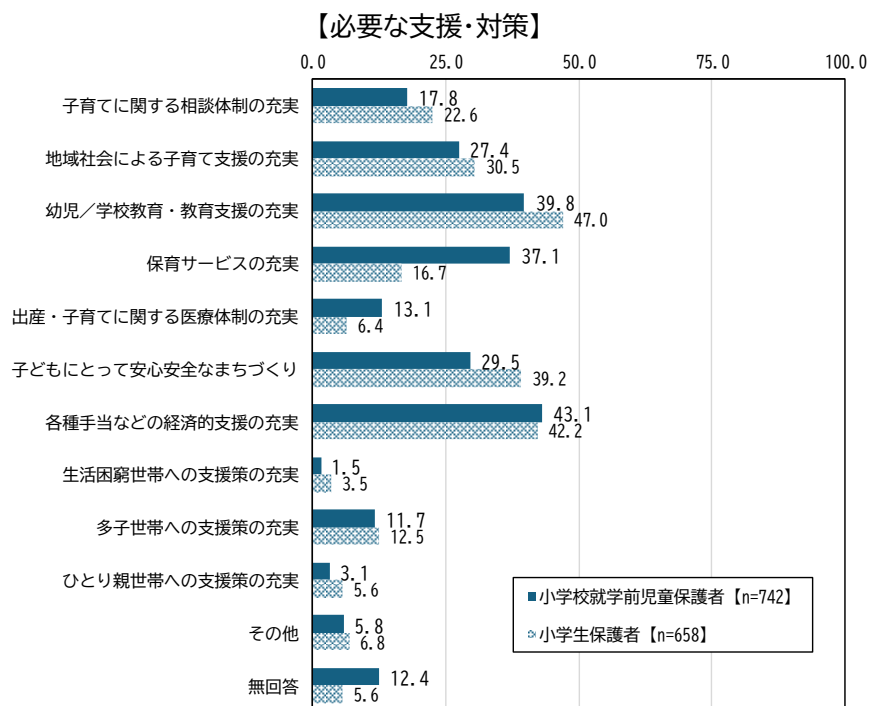
(2) 日ごろ悩んでいることなどを解消するために必要な支援・対策

子育ての中で、「日ごろ悩んでいることや困っていることがある」は、小学校就学前児童保護者では 65.3%で平成 30 年度調査と同程度、小学生保護者では 59.1%で平成 30 年度調査より減少しています。

悩みなどを解消するための必要な支援・対策は、小学校就学前児童保護者では「各種手当などの経済的支援の充実(43.1%)」が最も多く、「幼児／学校教育・教育支援の充実(39.8%)」、「保育サービスの充実(37.1%)」と続いています。また、小学生保護者では「幼児／学校教育・教育支援の充実(47.0%)」が最も多く、「各種手当などの経済的支援の充実(42.2%)」、「子どもにとって安心安全なまちづくり(39.2%)」となっています。



資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査



資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

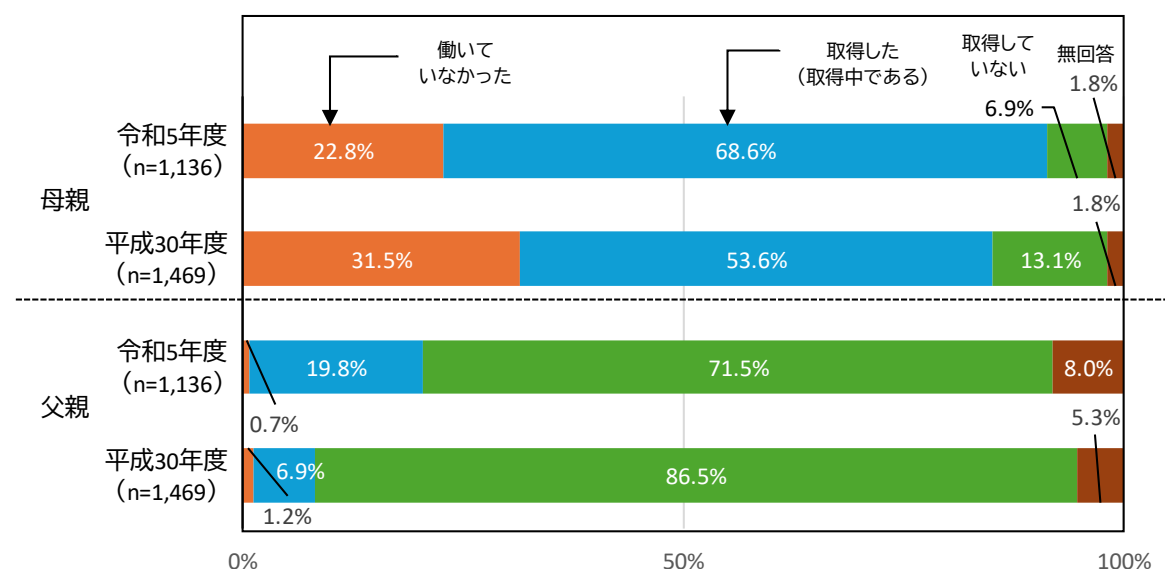
3 働き方と子育て支援に関する状況

(1) 子育てと仕事の調和に関する状況

小学校就学前児童の母親で育児休業を取得した人は、全体の68.6%で平成30年度より増加しています。一方で取得していない人が6.9%います。父親で育児休業を取得した人は、全体の19.8%で平成30年度より増加しています。

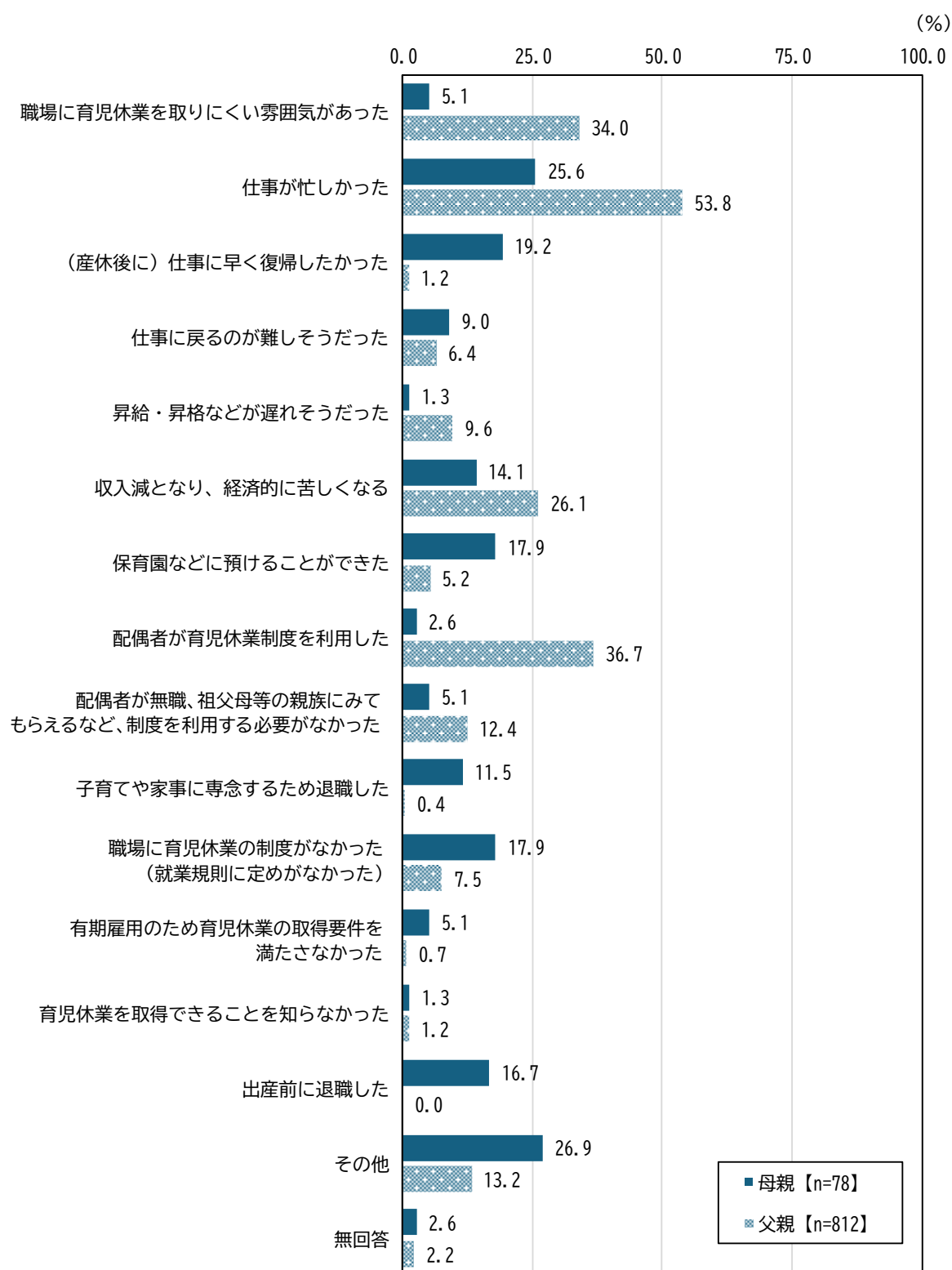
育児休業を取得していない理由として、母親は「仕事が忙しかった(25.6%)」が最も多く、「(産休後に)仕事に早く復帰したかった(19.2%)」、「保育園などに預けることができた(17.9%)」、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)(17.9%)」と続いています。父親は、「仕事が忙しかった(53.8%)」が大半を占めています。

【育児休業の取得】



資料: 目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

【育児休業を取得していない理由】



資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

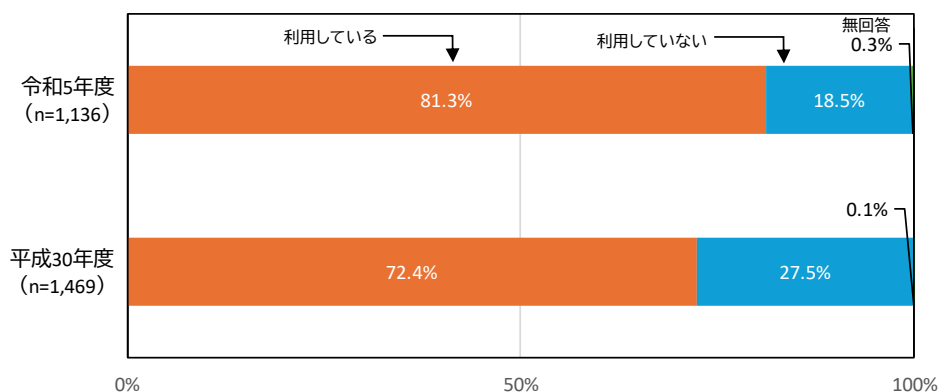
(2)教育・保育サービス等に関する状況

①教育・保育サービス等の利用状況

小学校就学前児童の定期的な教育・保育サービスの利用状況について、サービスを「利用している」は、81.3%で平成30年度調査に比べて増加しています。

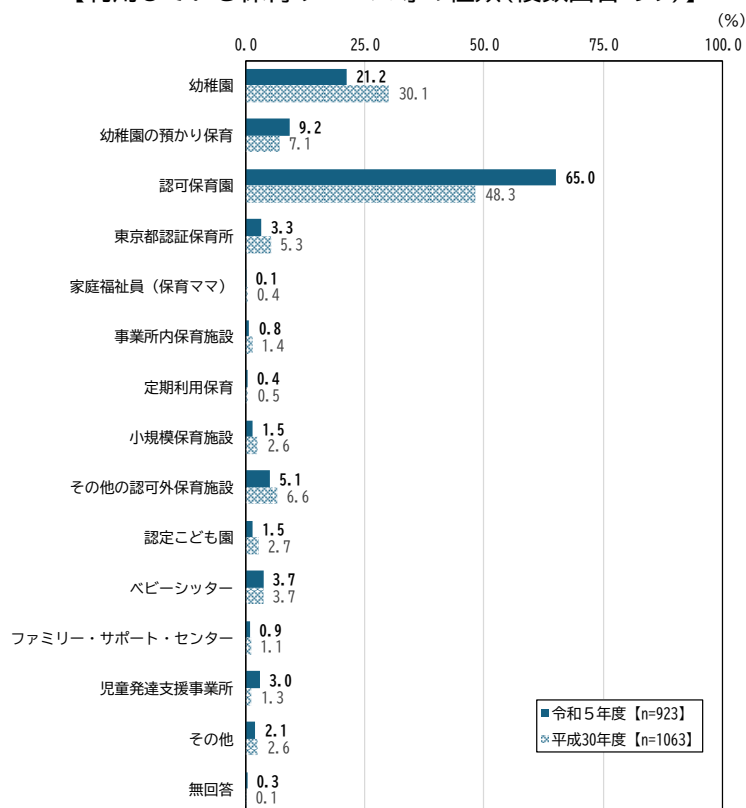
利用している保育サービス等の種類は、「認可保育園¹¹」が最も多く、次いで「幼稚園」となっています。平成30年度調査に比べ、「認可保育園」を利用している割合は増加し、「幼稚園」を利用している割合は減少しています。

【定期的な教育・保育サービスの利用状況】



資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

【利用している保育サービス等の種類(複数回答あり)】



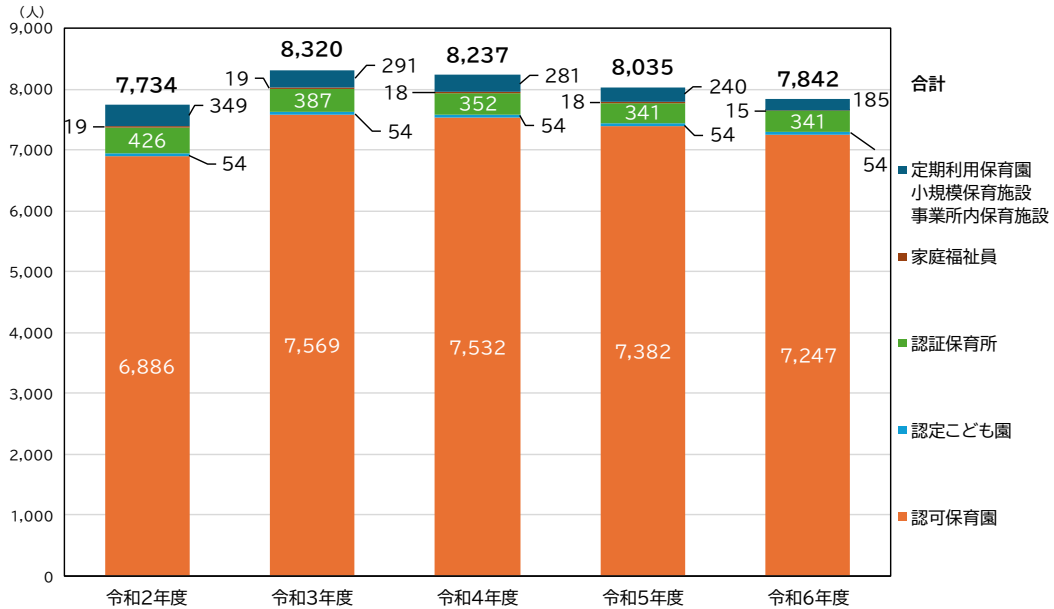
資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

14 ¹¹ 認可保育園…児童福祉法上の児童福祉施設で、国が定めた基準に適合し、都道府県から認可を受けた保育園。法令名称は「認可保育所」。

②保育施設定員と保育園等における待機児童数について

保育施設の定員の合計は令和3年度の8,320人が最も多く、令和6年度では7,842人でした。また、現在目黒区において「保育園等における待機児童数」は0人となっています。

【保育施設定員の推移】

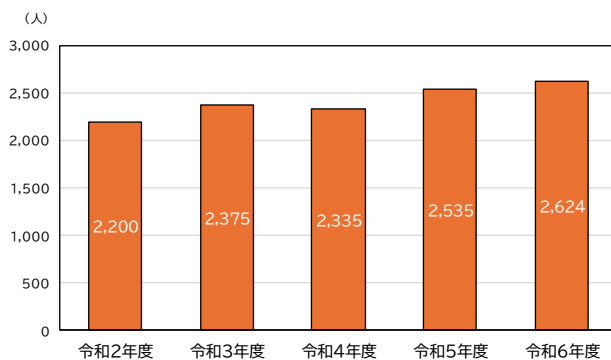


資料：目黒区作成(各年度4月1日現在)

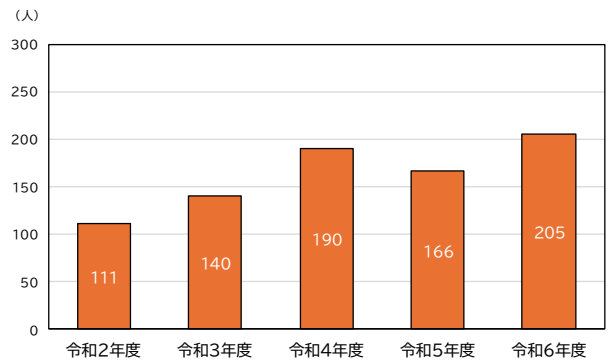
③学童保育クラブの利用状況

学童保育クラブの受け入れ可能数は、令和5年度の2,535人から89人増加し、令和6年度では2,624人になっています。また、待機児童数は、令和5年度の166人から39人増加し、令和6年度では205人になっています。

【学童保育クラブの受け入れ可能数】



【学童保育クラブの待機児童数】



資料：目黒区作成(各年度4月1日現在)

4 子どもの生活・居場所

(1) 小学生の放課後の過ごし方

小学生の放課後の過ごし方は、平日の16時から18時において「ひとりである」割合は22.3%であり、「自分の家」にいる割合は65.3%、「塾や習い事」にいる割合は48.1%、「何をして過ごしているか」については、「学校の宿題や予習」が54.0%と最も高くなっています。

平日の18時から20時において「ひとりである」割合は13.3%であり、「自分の家」にいる割合は87.5%、「塾や習い事」にいる割合は42.9%、「何をして過ごしているか」については、「学校の以外の勉強」が49.1%と最も高くなっています。

【小学生の放課後の過ごし方(だれと過ごしているか)】

	n	平日			休日	
		16時から18時	18時から20時	20時以降	昼間	夜間
ひとりである	1,544	22.3	13.3	8.2	10.1	8.3
お父さん・お母さん・おじいさん・おばあさん	950	50.5	81.3	90.9	84.3	93.5
兄弟姉妹	950	28.6	48.7	54.0	51.0	57.6
友だち	950	48.4	13.1	4.4	31.7	5.4
その他	950	19.0	14.6	5.9	8.8	2.7
無回答	950	0.7	1.2	0.6	0.4	0.6

(%)

※平日（18時から20時、20時以降）および休日（夜間）は小学校2年生が対象外

【小学生の放課後の過ごし方(どこで過ごしているか)】

	n	平日			休日	
		16時から18時	18時から20時	20時以降	昼間	夜間
自分の家	1,544	65.3	87.5	94.7	80.1	95.3
友だちの家	950	13.1	1.8	0.5	13.9	2.1
学校	950	11.6	1.3	0.2	2.5	0.2
塾や習い事	950	48.1	42.9	14.8	35.8	8.8
児童館	950	8.7	0.8	0.1	6.1	0.1
学童保育クラブ	950	18.2	0.4	-	0.7	-
放課後等デイサービス	950	2.9	0.1	0.1	0.9	-
公園	950	17.2	1.6	0.4	2.9	0.5
図書館	950	2.3	0.4	0.1	8.1	-
コンビニやファミレスなどのお店	950	1.2	0.6	0.5	5.9	3.5
目黒区以外の町	950	1.6	1.2	0.7	18.6	3.7
その他	950	2.8	1.8	0.7	16.4	4.5
無回答	950	0.5	1.1	1.1	0.6	1.2

(%)

※平日（18時から20時、20時以降）および休日（夜間）は小学校2年生が対象外

資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

【小学生の放課後の過ごし方(何をして過ごしているか)】

	n	平日			休日	
		16時から18時	18時から20時	20時以降	昼間	夜間
		1,544	950	950	1,544	950
本を読んでいる		30.5	23.4	23.3	29.5	28.2
テレビを見ている		30.5	46.2	41.7	41.3	55.7
テレビゲーム・携帯ゲーム機で遊んでいる		27.5	27.7	23.5	35.9	32.2
パソコン・タブレット・スマートフォンで遊んでいる		25.2	27.3	23.4	31.0	31.6
自由に遊んでいる		46.5	30.9	29.4	54.3	41.8
学校の宿題や予習		54.0	42.5	28.3	30.5	28.7
学校以外の勉強		47.0	49.1	32.9	40.9	36.0
スポーツや運動		36.3	12.6	3.1	41.9	6.2
音楽や美術		14.8	5.7	4.4	15.2	6.1
ボランティア活動		0.1	-	-	0.6	0.1
家の手伝い		6.7	16.4	10.1	12.7	14.6
その他		5.0	15.6	22.3	17.0	20.4
特に何もしていない		0.2	1.1	4.2	0.3	2.7
無回答		1.2	1.3	1.4	0.7	1.1

※平日（18時から20時、20時以降）および休日（夜間）は小学校2年生が対象外

資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

(2) 中高生の放課後の過ごし方

中高生の放課後の過ごし方は、平日の16時から18時において、「友だち」と過ごしている場合が51.7%と最も高く、「ひとりである」割合は38.0%でした。「自分の家」にいる割合は54.5%、「学校」にいる割合は53.6%、「何をして過ごしているか」については、「学校の宿題や予習」が41.6%と最も高くなっています。

平日の18時から20時において「ひとりである」割合は30.0%であり、「自分の家」にいる割合は78.2%、「塾や習い事」にいる割合は29.9%、「何をして過ごしているか」については、「学校の宿題や予習」が47.3%と最も高くなっています。

【中高生の放課後等の過ごし方(だれと過ごしているか)】

	n = 1,581	平日			休日	
		16時から18時	18時から20時	20時以降	昼間	夜間
ひとりである		38.0	30.0	25.7	36.6	23.8
親や祖父母		29.1	65.3	77.4	61.7	82.7
兄弟姉妹		16.4	34.2	40.7	33.5	45.4
友だち		51.7	18.5	6.4	39.1	9.0
その他		11.8	10.8	6.5	6.6	3.1
無回答		1.2	0.8	0.8	0.9	0.6

資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

【中高生の放課後等の過ごし方(どこで過ごしているか)】

	n = 1,581	平日			休日	
		16時から18時	18時から20時	20時以降	昼間	夜間
自分の家		54.5	78.2	90.4	75.0	92.7
友だちの家		2.2	0.8	0.3	6.2	1.7
学校		53.6	10.6	1.0	16.6	0.9
塾や習い事		23.5	29.9	19.3	16.7	9.4
児童館		1.4	0.8	0.2	1.5	0.3
放課後等デイサービス		1.0	0.3	0.1	0.2	0.1
公園		3.0	1.5	0.6	6.5	1.2
図書館		2.0	1.2	0.4	4.4	0.5
コンビニやファミレスなどのお店		3.9	4.0	1.8	7.7	3.8
目黒区以外の町		7.8	5.9	2.6	19.8	5.2
その他		5.9	4.6	2.1	14.1	4.7
無回答		0.6	1.0	1.0	1.1	1.0

(%)

資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

【中高生の放課後等の過ごし方(何をして過ごしているか)】

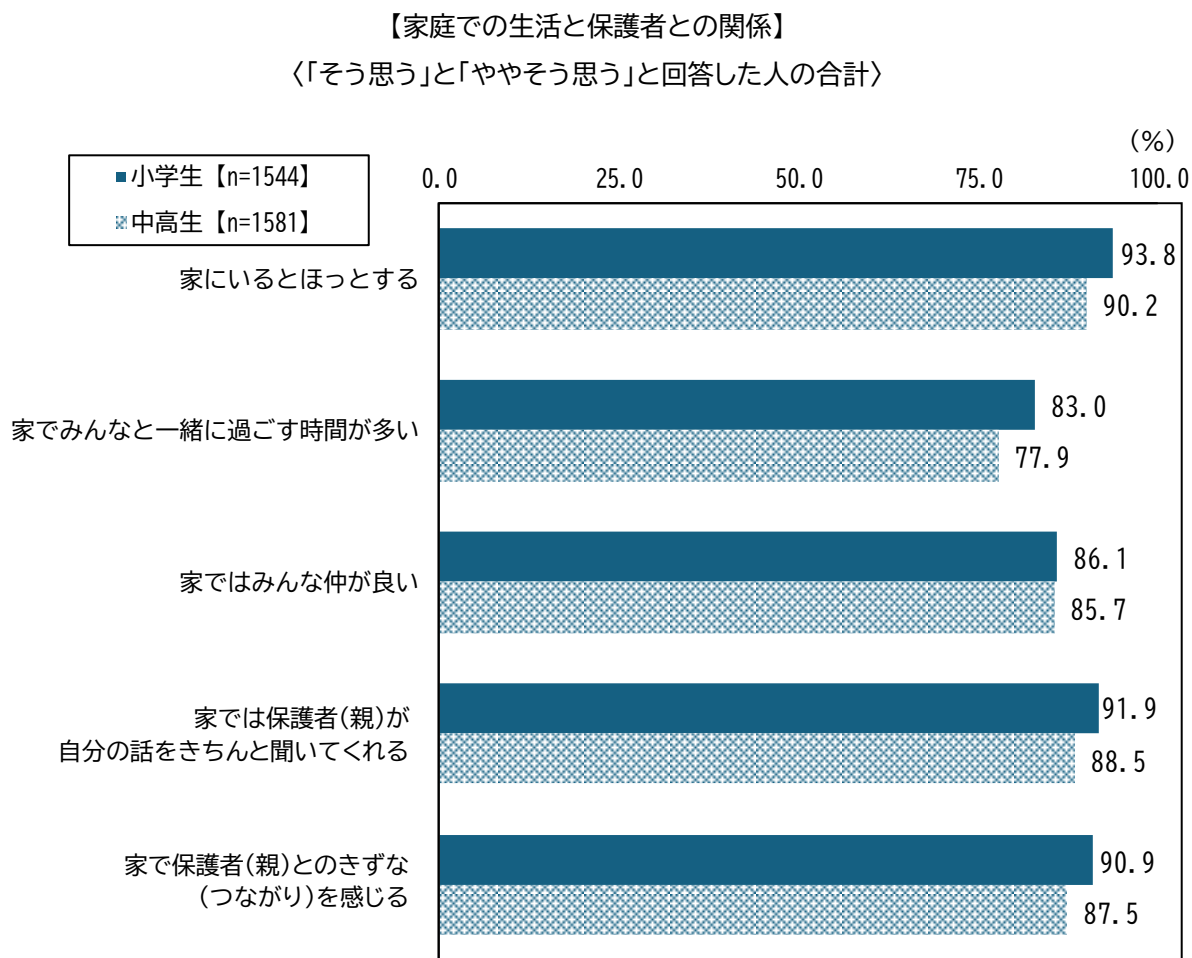
	n = 1,581	平日			休日	
		16時から18時	18時から20時	20時以降	昼間	夜間
本を読んでいる		9.1	9.7	10.5	11.7	13.3
テレビを見ている		14.7	27.4	30.8	22.8	36.6
テレビゲーム・携帯ゲーム機で遊んでいる		20.9	23.0	23.9	26.9	28.0
パソコン・タブレット・スマートフォンで遊んでいる		34.2	39.3	43.8	44.0	50.1
自由に遊んでいる		21.6	19.5	22.1	39.2	31.0
学校の宿題や予習		41.6	47.3	48.4	42.5	43.6
学校以外の勉強		31.1	36.6	33.2	33.3	29.8
スポーツや運動		30.7	12.0	3.5	24.3	4.9
音楽や美術		13.2	7.7	6.0	11.9	8.2
ボランティア活動		0.6	0.2	0.1	0.8	0.1
家の手伝い		5.2	10.4	8.0	7.9	10.6
アルバイト		2.4	2.7	2.2	1.8	1.4
その他		9.1	12.6	13.2	11.8	14.0
特に何もしていない		0.9	1.8	3.4	2.3	3.8
無回答		0.8	0.9	0.9	0.7	0.8

(%)

資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

(3) 家庭での生活・保護者との関係

家庭生活と保護者との関係について、「家で保護者(親)とのきずな(つながり)を感じる」と思う(「そう思う」と「ややそう思う」の合計)割合は小学生では 90%以上ですが、中高生では 87.5%になっています。



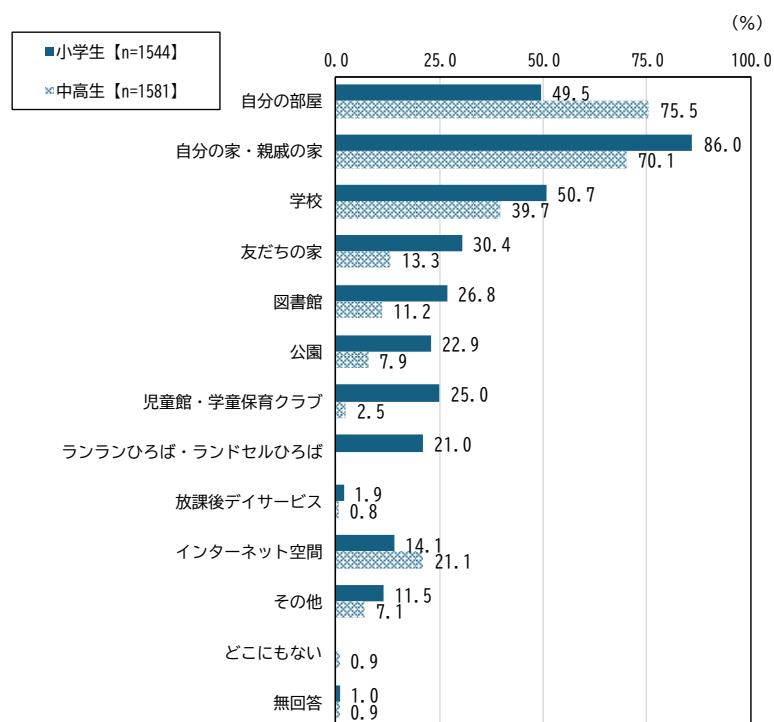
資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

(4)子どもたちが「ほっとできる」「安心できる」居場所

落ち着ける・安心していられる場所について、小学生は「自分の家・親戚の家(86.0%)」の割合が最も高く、次いで「学校(50.7%)」の割合が高くなっています。「児童館・学童保育クラブ」は、25.0%となっています。

中高生は、「自分の部屋(75.5%)」の割合が最も高く、次いで「自分の家・親戚の家(70.1%)」の割合が高くなっています。

【「ほっとできる」「安心できる」居場所】



資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

また、「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書」によると、30歳までの子ども・若者を対象とした調査において、家や学校以外に「居場所がほしい」と回答した割合はどの年代においても60%以上でした。また、「居場所がある」と回答した割合は年代が高くなるにつれて、少なくなる傾向がみられました。

【居場所のニーズ・有無】

	(%)	
	居場所がほしい割合	居場所がある割合
～9歳 (n=252)	69.8	71.4
10～12歳 (n=414)	67.4	64.0
13～15歳 (n=445)	73.9	64.5
16～18歳 (n=486)	67.3	61.5
19歳以上 (n=439)	80.6	58.8

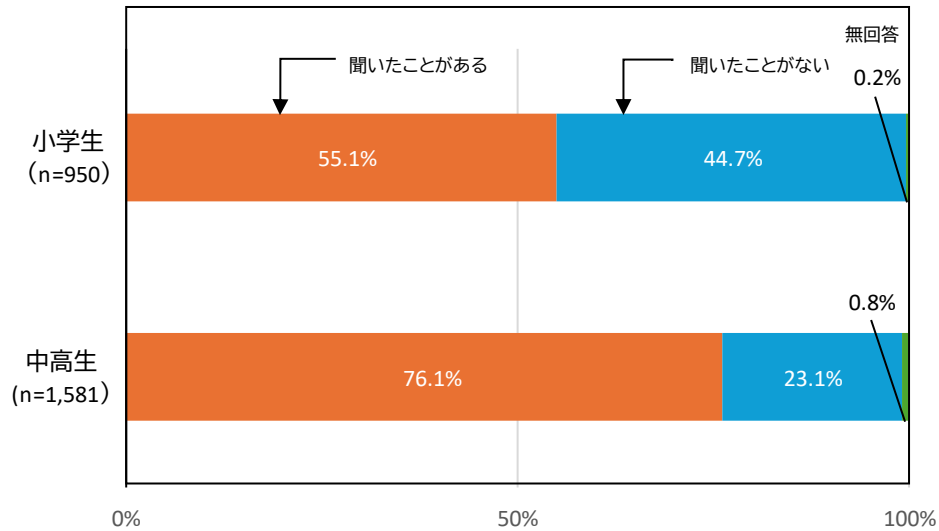
資料：「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書」より抜粋・作成(令和5年3月)

(5)子ども食堂の認知度・利用状況

子ども食堂の認知度について、「聞いたことがある」は小学生で 55.1%、中高生で 76.1%となっています。

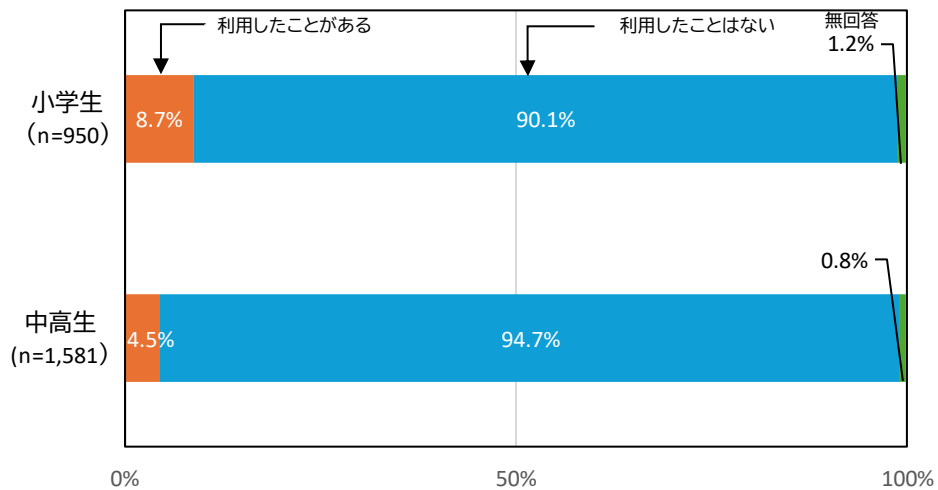
また、子ども食堂の利用状況について、「利用したことがある」は小学生で 8.7%、中高生で 4.5%となっています。

【子ども食堂認知度】



資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

【子ども食堂利用状況】



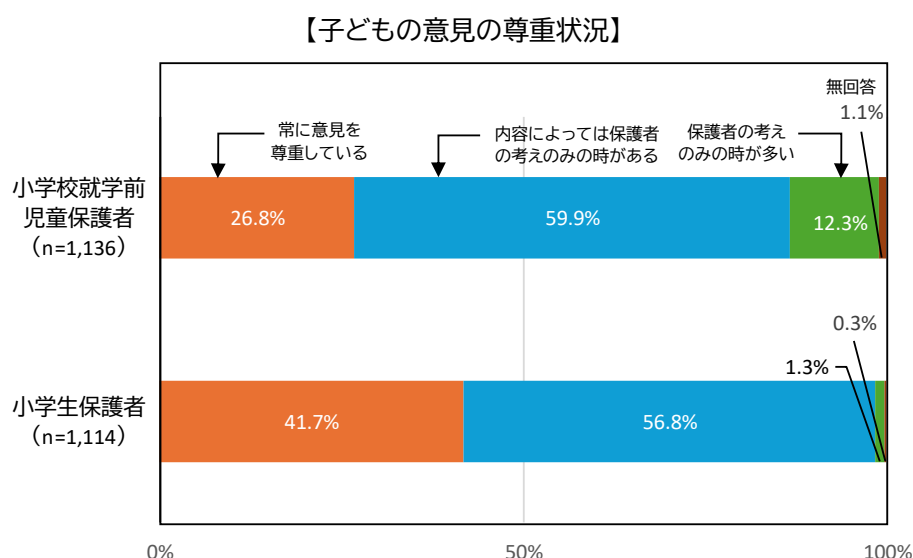
資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

5 子どもの権利に関する意識

(1) 子どもの意見の尊重・反映

① 子どもの意見の尊重

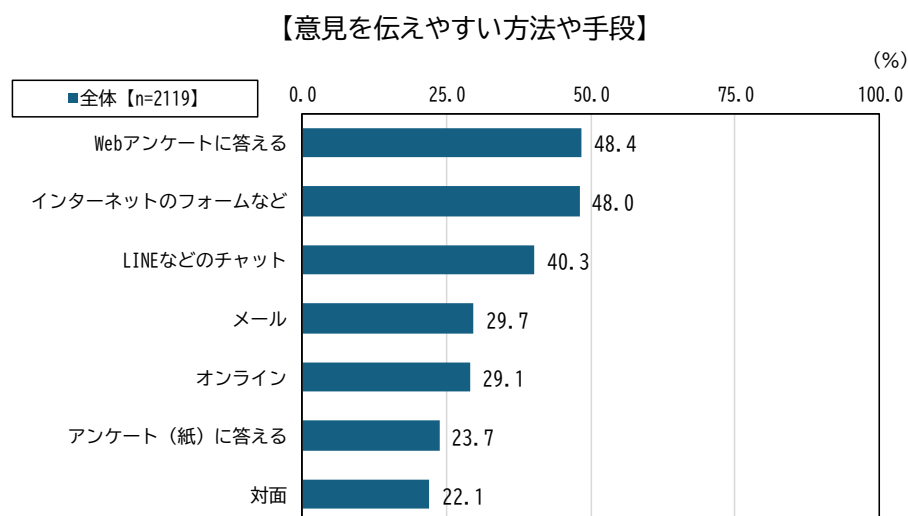
子どもの意見の尊重について、「常に意見を尊重している」は小学校就学前児童保護者で26.8%、小学生保護者で41.7%となっています。また、「保護者の考えのみの時が多い」は、小学生保護者で1.3%でした。



資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

② 子どもの意見の反映

「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」によると、小学4年生世代～29歳が回答した、意見を伝えやすい方法や手段は「Webアンケートに答える(48.4%)」が最も多く、次いで「インターネットのフォームなど」「LINEなどのチャット」が多くなっています。



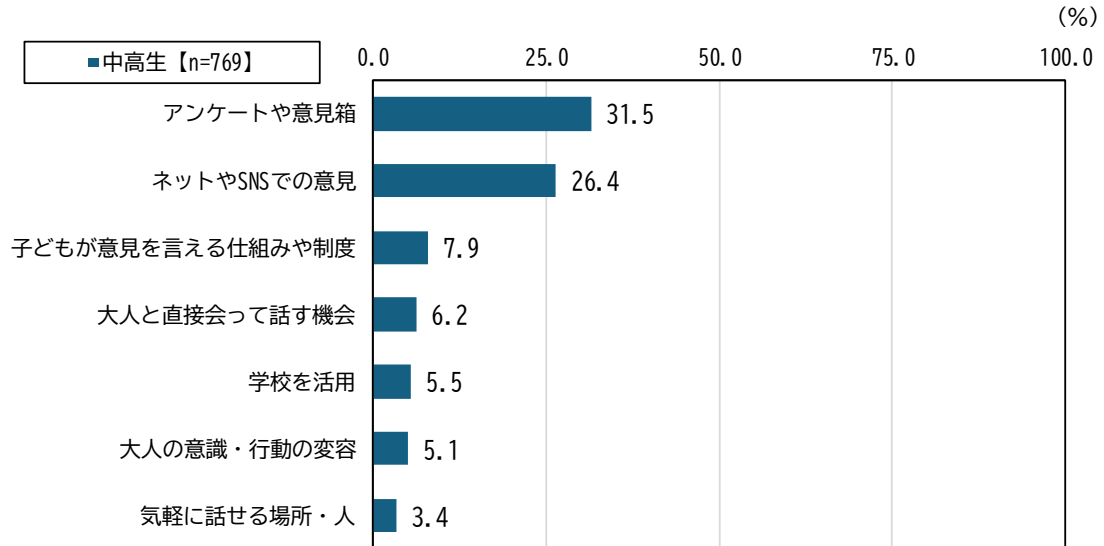
* 上位7項目のみ抜粋して掲載しています。

資料：「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」より抜粋

(令和5年3月)

また、目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査において、中高生が考える「子どもの意見を聞くための仕組み」として、「アンケートや意見箱」に関する意見が多くありました。

【子どもの意見を聞くための仕組み(自由記述)】



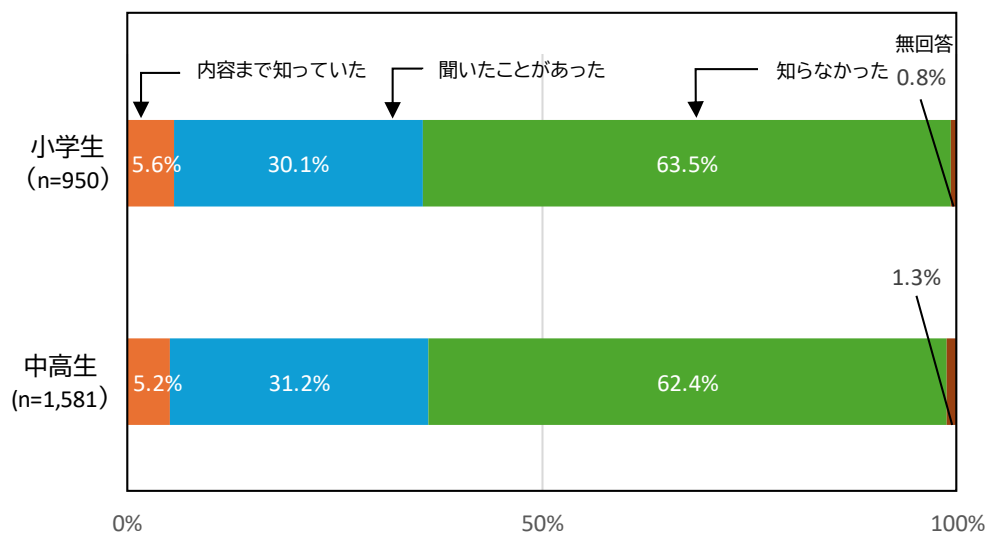
* 自由記述を記載した場合のみで集計

資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

(2) 子どもの目黒区子ども条例の認知度

目黒区子ども条例についての子どもの認知度は、「内容まで知っていた」は小学生では 5.6%、中高生では 5.2%にとどまっています。「聞いたことがあった」を含めても小学生では 35.7%、中高生では 36.4%にとどまっています。

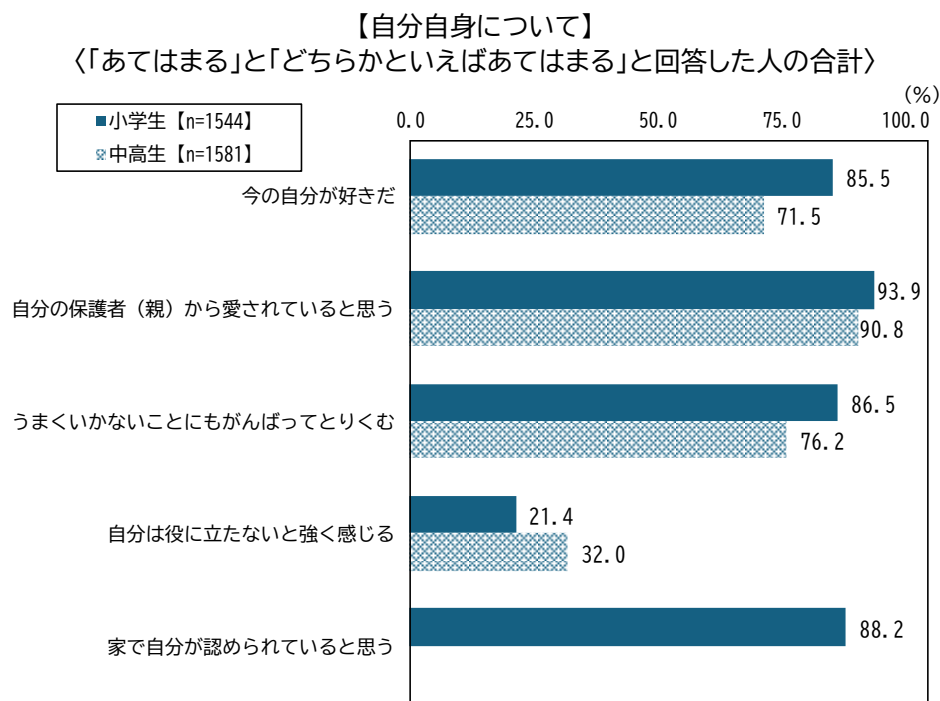
【子どもの目黒区子ども条例の認知度】



資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

(3)子ども自身について

自分自身について、「自分の保護者(親)から愛されていると思う」において「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」と回答した人の割合の合計は、小学生で93.9%、中高生で90.8%となっています。「自分は役に立たないと強く感じる」については、小学生で21.4%、中高生で32.0%となっています。

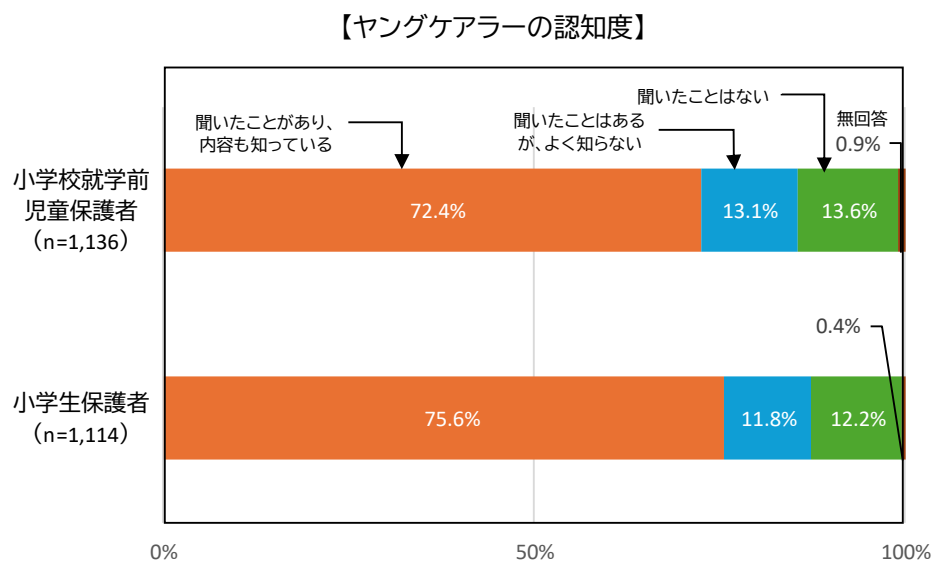


*「家で自分が認められていると思う」は中高生には非聴取項目

資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

(4)ヤングケアラー¹²の認知度について

ヤングケアラーについて、「聞いたことがあり、内容も知っている」は小学校就学前児童保護者で72.4%、小学生保護者で75.6%となっています。



資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

¹² ヤングケアラー…大人が担うような家族のケア(家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなど)を行っている18歳未満の子ども。18歳から概ね24歳までのケアラーを「若者ケアラー」という。

(5)子どもの権利擁護委員相談実績

令和5年度に、子どもの権利擁護委員に寄せられた子どもからの相談は、「子ども同士の悩み」「学校・幼稚園・保育園についての悩み」がそれぞれ4件で最も多くなっています。権利擁護に関する大人からの相談は「いじめ」が45件で最も多く、「学校・幼稚園・保育園についての悩み」が33件となっています。

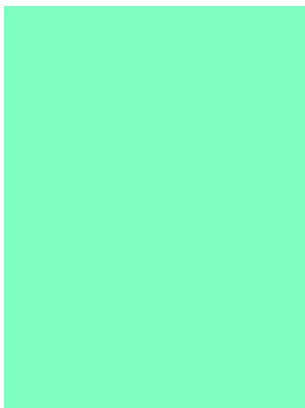
【子どもの権利擁護委員相談実績：令和5年度（目黒区）】

主たる相談内容（件数）	子ども	大人	不明	合計
いじめ	1	45	0	46
子ども同士の悩み	4	0	0	4
学校・幼稚園・保育園についての悩み	4	33	0	37
不登校	0	1	0	1
虐待や虐待につながるおそれ	0	2	0	2
家庭内暴力	0	0	0	0
家族についての悩み	1	10	0	11
子育てについての悩み	0	2	0	2
性に関する悩み	1	1	0	2
その他	1	112	1	114
合計	12	206	1	219

資料：目黒区作成



タイトル:みんな なかよし



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

(1)子どもの尊厳を大切にする

すべての子どもは、一人の人間としてその尊厳が尊重され自らの意思でいきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。

子どもの尊厳を大切にしながら、子ども自身が互いの個性を尊重していけるような社会の実現を目指していきます。

(2)子どもの権利を守り健やかな成長を支援する

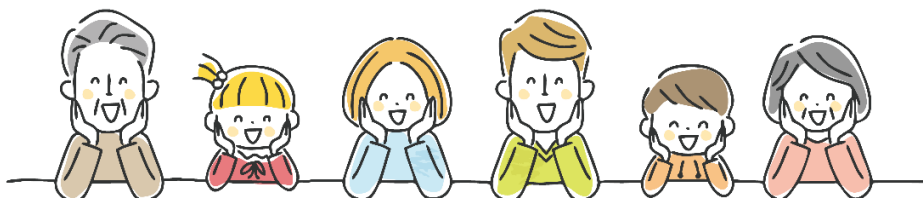
すべての子どもには「生きる」「守られる」「育つ」「参加する」権利があります。

子どもがあらゆる差別や暴力を受けることなく、様々な経験を通じて生きる力をはぐくむとともに、楽しいことや辛いことがあったときに、自分の考えや感じたことを素直に表すことができる環境をつくりながら、子どもたちの健やかな成長を支援していきます。

(3)地域とともに子育て・子育てを支える

大人は、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、その成長を支えながら、社会の一員として導いていく役割を担っています。

地域と協力しながら子どもたちの成長や子育て家庭への支援を通じて、豊かな地域社会の形成につなげていきます。



2 基本目標

基本目標Ⅰ 子どもの権利が守られ大切にされるまち

- すべての子どもの権利が尊重されるとともに、子どもが地域で大切に育てられる環境が求められています。
- 区が取り組んでいる子どものための施策や支援策が多く、多くの区民に認知され、利用されていることが重要です。
- 児童虐待やヤングケアラーなど、子どもを取り巻く危機がどのようなものか区民に認知され、地域全体で取り組む意識が醸成されている必要があります。
- 子どもにとっての最善の利益を図るための仕組みと地域の特性を踏まえた支援策が求められています。

基本目標Ⅱ 子どもが自らの意思で成長することができるまち

- 子ども一人ひとりの個性を踏まえつつ、子どもが自らの将来を考え、様々な経験を通じて成長していけるような仕組みや環境づくりが必要です。
- 家庭や学校、児童館など、子どもがこれまで安心して過ごしてきた場所以外にも、子どもの生活環境や個々の特性に応じた新たな居場所が求められています。
- 子どもが健やかに成長していけるよう発達の段階に応じた環境づくり、食育¹³や薬物乱用の防止に向けた取組など、こころとからだの健康に配慮した取組が重要です。

基本目標Ⅲ 子どもを安心して産み親子でいきいきと成長することができるまち

- 妊娠期から青年期までの総合的な切れ目のない支援体制を構築するとともに、次代を担う若者が子どもを産み育てたいと思う環境づくりが求められています。
- 子どもを産み育てたいと思う若い世代やひとり親家庭を中心に、経済的支援の充実や子育てに対する相談支援のための仕組みづくりが重要です。
- 子どもや子育て家庭が地域の人々とつながりを持ち、孤立しないようなコミュニティづくりが重要です。

基本目標Ⅳ 子どもが地域で育てられともに成長するまち

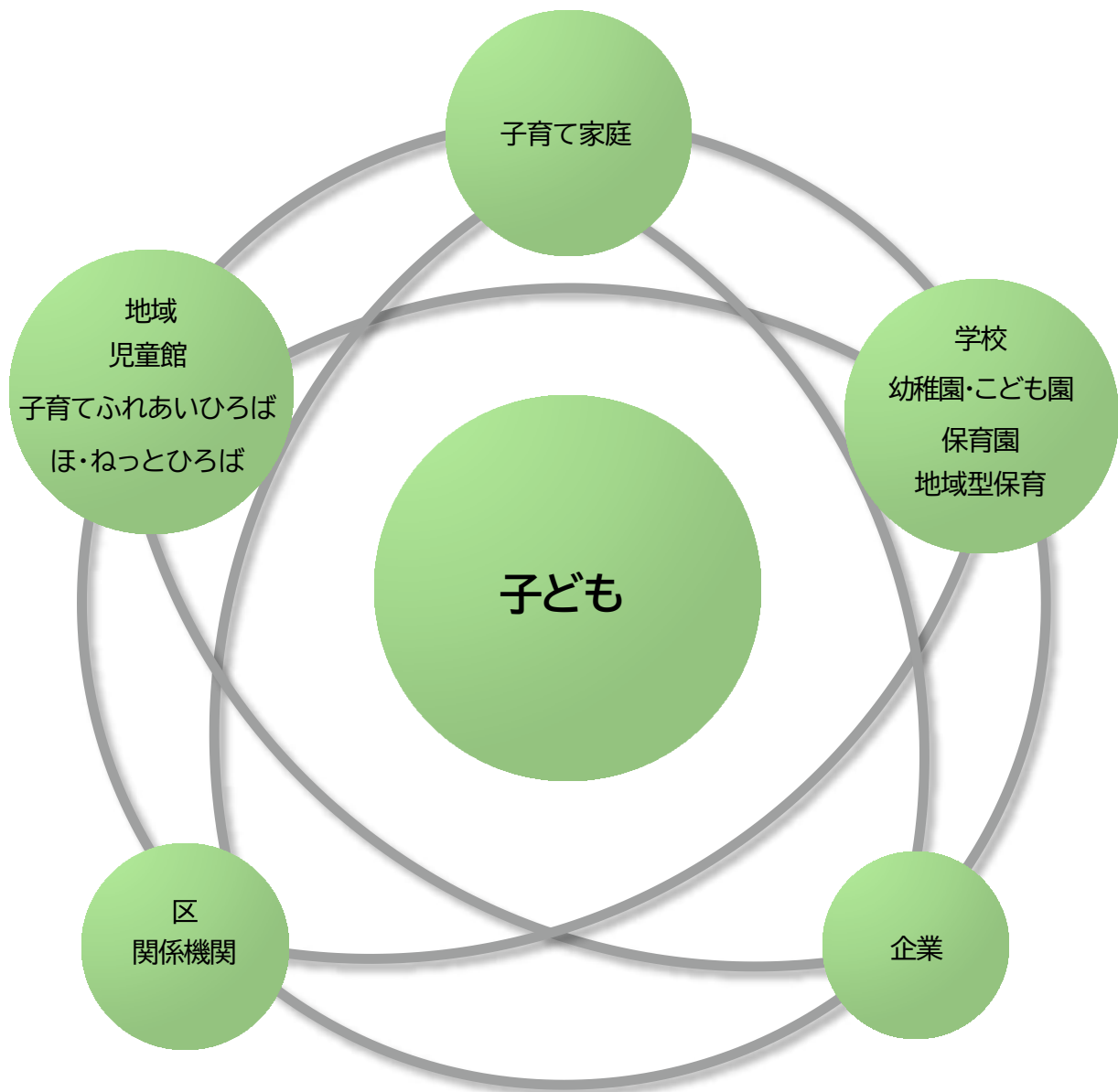
- 子ども一人ひとりが夢や希望を叶えるために、自らの意思で自発的に取り組むことができる環境づくりが必要です。
- すべての子どもが、様々な芸術・文化に触れたり、スポーツを楽しんだりする機会を通じて、自身のキャリア形成の一助となるような活動場所が求められています。
- 子どもたちが、地域の人々との対話や共に活動をする機会を通じて、子どもと地域が共に成長できる地域づくりが重要になっています。

基本目標Ⅴ 子どもが安全にすごせる子育てにやさしいまち

- 大規模災害発生時において、子どもの安全を第一に考えて対応を図るとともに、平時からも子育て家庭が安全で安心して暮らせるまちづくりが求められています。
- 子どもや子育て家庭が住みやすく、豊かな自然の中で子どもが健やかに育つ環境が求められています。

¹³ 食育…食に関する正しい知識と望ましい食習慣などを身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎を培うための教育。目黒区では、学校における食育の目標と基本的指針、推進体制などを定めた「学校(園)における食育指針」を策定し、食育を推進している。

計画が目指す目黒区の姿



子どもが健やかに自主性や社会性を身に付けながら成長していけるよう、保護者、学校、区民、団体、NPO、企業、目黒区等社会のあらゆる分野におけるすべての機関、すべての人が協力・連携して取り組み、子どもたちが元気に過ごすことのできるまちの実現を目指しています。

3 「未来につなぐ子ども・若者応援プロジェクト」の推進

新型コロナウイルス感染症に端を発した生活スタイルの変化、子育てに困難を抱える家庭の顕在化などにより、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わりました。

こども基本法、こども大綱の趣旨を踏まえ、次代を担う子ども・若者たちの自己実現に向けて、年代や環境に応じた多様な支援が重要であり、新たな視点で集中的に取り組むべき課題への対応が求められています。そして、子ども・若者の声を聴く大切さを大人一人ひとりが自覚し、実践していく意識の醸成を図るとともに、子ども・若者の意見を政策に反映させていくことが必要となっています。

新たな子ども総合計画では、基本目標と施策を体系化し、総合的に推進していく従来からのアプローチに加え、目黒区の現状認識を踏まえ、本計画期間中に特に重点的に取り組むべき課題として、「未来につなぐ子ども・若者応援プロジェクト」として以下の3つのプロジェクトにチャレンジしていきます。

1 総合的な子ども家庭支援プロジェクト

SNS¹⁴を通じて子育てに関する様々な情報が取得できる一方で、誰からも支援を受けられず孤立する家庭の問題が生じています。行政と共に、地域全体で顔の見える関係性を築きながら子どもと家庭への支援が行えるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制、環境づくりに取り組みます。

2 子ども・若者社会参画プロジェクト

子どもや若者が、積極的に社会活動に参加して、自分の意見を言ったり、その意見が反映される仕組みをつくったりしていくことは、持続可能な社会を継続していくためにとても重要です。次代を担う子ども・若者が社会に参画し、意見を施策に反映していく機会を提供していきます。

3 子ども・若者居場所づくりプロジェクト

友達同士、学校や地域でのつながりが希薄化する中で、生きづらさを抱えて、家や学校、児童館など、従来の居場所では安心できない子どもたちが増えています。子どもたちが「自分らしくいられる場所」「自分で多様な体験や遊びができる空間」での経験を通じて、自己肯定感を高め、社会で生き抜く力を得ることができるよう環境づくりに取り組みます。

¹⁴SNS…ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

1 総合的な子ども家庭支援プロジェクト

妊娠期から青年期に至るまで、誰一人取り残さない総合的なサポートを実現します

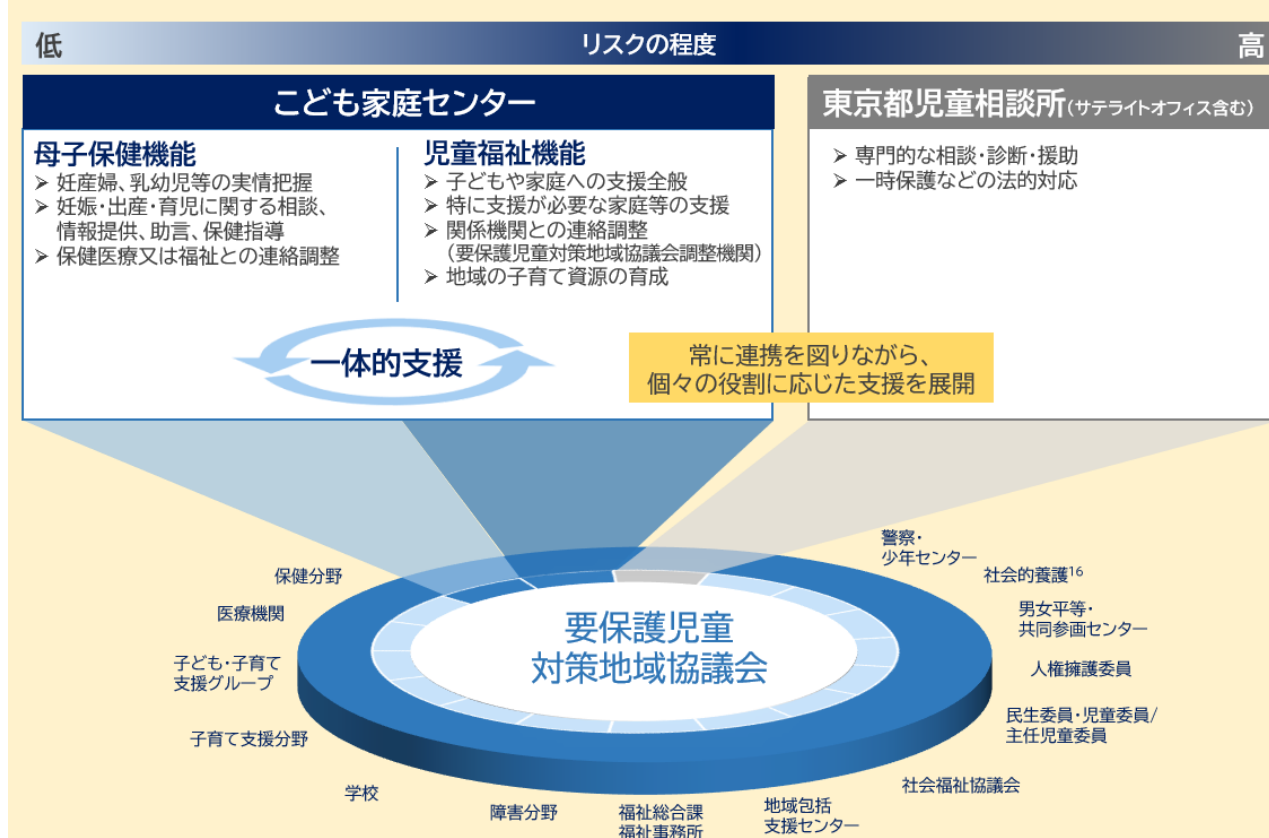
目黒区は、令和4年12月に全庁的な視点で、妊娠期から青年期までの包括的な支援体制の実現に向けて「総合的な子ども家庭支援体制の構築と環境整備について」を決定しました。

児童相談所を含む総合支援拠点を、令和13年度を目途に整備し、すべての子どもが健やかに成長し、地域で安心して子育てができるまちを目指します。

令和6年9月、東京都は区の要望を受け、碑文谷保健センター跡地に東京都児童相談所の整備に向けた検討を進めることを表明しました。今後、東京都児童相談所の整備に向けて、具体的な検討に着手します。

また、総合支援体制の構築に向けて、児童福祉機能と母子保健機能を併せ持つ「こども家庭センター」を鷹番保育園跡に開設するとともに、「東京都児童相談所のサテライトオフィス¹⁵」を設置し、都との連携を強化していきます。

総合的な子ども家庭支援体制概要



¹⁵ 東京都児童相談所のサテライトオフィス…都・区市町村児童相談共同運営モデル事業として、令和2年(2020年)7月から子供家庭支援センター内に都の児童相談所のサテライトオフィスを設置。都と区市町村が協働で虐待相談に対応するモデル事業を開始している。

¹⁶ 社会的養護…保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、養育家庭(里親)や児童養護施設など、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

○計画期間中の事業

ページ	事業番号	事業名
P.43	I - (1) - 01	地域子育て支援事業の周知・啓発
P.52	I - (3) - 01	東京都児童相談所の整備に向けた取組
P.52、87	I - (3) - 02	こども総合相談センター(仮称)の整備
P.53	I - (3) - 03	東京都児童相談所のサテライトオフィス設置
P.53、88、104	I - (3) - 04	こども家庭センター開設
P.54、115	I - (3) - 05	要保護児童対策地域協議会 ¹⁷ の連携強化
P.87	Ⅲ - (1) - 01	母子保健サービスの充実
P.100	Ⅲ - (3) - 01	次代を担う若者への自立に向けた支援策づくり
P.104、115	Ⅲ - (4) - 01	公民連携による地域子育てネットワークの構築

プロジェクトコラム①

-Part I- 児童相談所って何をするところ



令和6年9月4日、目黒区議会定例会で青木英二目黒区長は東京都児童相談所を目黒区内に誘致することを表明しました。目黒区は、平成30年3月に起きた区内在住の児童が虐待によって亡くなるという痛ましい事件を二度と起こさないという思いで、すべての子どもと子育て家庭が安心して生活できるよう様々な相談や支援に取り組んでいます。その中の大きな取組の一つが、区内における児童相談所の整備です。

といっても、皆さんからは「児童相談所って家に突然やって来て、子どもが無理やり親から引き離されちゃうところでしょ、なんかひどい!」「児童虐待なんて目黒に住んでいる私たちにはまったく関係ないわ!」「〇〇に不良が集まる迷惑施設なんか絶対につくるな!地価が下がる」といった、イメージがまず頭の中によぎるのではないのでしょうか?

しかし答えは、すべて誤った認識です。それどころか、目黒区にお住まいの方には(特に子どもをお持ちの家庭には)に必要な施設です!

そもそも、児童相談所は何を根拠として何を目的とした施設なのでしょう。

児童相談所は、児童福祉法に基づく施設であり、「すべての子が心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように子ども及び家族等を援助する」ことを目的としている施設です。決して怖い、強権的な施設ではありません。

令和7年4月現在、東京23区内には都と区の児童相談所をあわせて17の児童相談所があります。目黒区を管轄しているのは、児童相談センター(新宿区北新宿四丁目6番1号 東京都子供家庭総合センター内)です。児童相談所の役割は、大きく4つに分けることができます。

¹⁷ 要保護児童対策地域協議会…児童福祉法に基づき、要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等(児童相談所、こども家庭センター、保健機関、学校、警察等)で構成し、情報の交換と支援の協議を行う。

プロジェクトコラム①

-Part I- 児童相談所って何をするところ？（つづき）

○児童相談所の役割（主なもの）

役 割	内 容
1. 相談	①家庭で子どもを育てることができない時の支援や虐待に関する相談 ②未熟児、内部機能障害やその他の疾患がある子どもの相談 ③障害がある（疑われる）子どもの相談 ④法に触れたり、将来が心配な非行をする子どもの相談 など
2. 調査、診断	調査により子どもが抱える課題を分析し、解決するための医学的、心理的などの各種診断・判定を行い、必要に応じて支援や治療に繋げていく。
3. 措置	児童福祉司等が子ども又はその保護者への指導（治療）を行い、状況に応じて福祉施設等に預けることで子どもの健全育成を図る。
4. 一時保護	迷子や虐待など緊急に児童の保護が必要な時、子どもの成長に重要な手がかりをつかむための行動観察や規則的な生活習慣の回復を図る必要がある場合などに一時保護を行う。

これは、あくまでも児童相談所の仕事の一部にすぎません。このほかにも、様々な理由により家庭で育てられない子どものための支援として社会的養育に向けた取組（東京都内だけでも親の虐待や病気等の理由により親元で暮らすことのできない子どもが約4,000人います。）や、各自治体との連携（他県から課題のある家庭が引っ越してきた場合に情報を共有し適切な支援につなげる、他県の子どもが都内で保護された場合は、住所地に送り届けるなど）や日々の通報への対応など、都内の子どもたちだけではなく、全国の子どもたちのために日々頑張っています。

【(Part 2) 児童相談所は決して迷惑な施設ではない (P.55) につづく】

2 子ども・若者社会参画プロジェクト

子どものアドボカシー¹⁸を大切にし、未来を担う子どもたちの社会参画を促します

子どもたちは、一人の人間であり、多様な意思を持っています。

目黒区子ども条例は、児童の権利に関する条約に基づいて、子どもの権利である「参加する」権利を大切にしています。そして、子どもたちが自らの意思でいきいきと成長していく子育てのための環境づくりが重要です。

次代を担う子どもたちが、自分たちの力で未来の社会を創っていく、自らの意思で社会に参画し関わっていくことで、ウェルビーイング¹⁹を高めていけるよう、様々な取組を進めます。

○計画期間中の事業

ページ	事業番号	事業名
P.46	I - (2) - 01	めぐろ子ども・若者会議の設置に向けた検討
P.47	I - (2) - 02	キッズレポーターによる地域や施設への取材体験
P.47	I - (2) - 03	MEGURO こどもモニターによる子ども意見の把握
P.48	I - (2) - 04	Youthミーティングによる子どもたちとの意見交換
P.48	I - (2) - 05	中学・高校生タウン情報誌「めぐろう ²⁰ 」の編集による情報発信
P.49	I - (2) - 06	子どもたちが主体的に関わる児童館運営

プロジェクトコラム②

なぜ今、子どもの人権がクローズアップされるのか



「この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、心身の状況、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ・・・」

この文章は、こども基本法の第1条から抜粋したものです。日本は、今から約30年前の平成6年(1994年)世界で158番目に児童の権利に関する条約を批准しました。

しかし、日本では、子どもの人権尊重について「日本では必要ない」といった声が根強くあるようです。一方で、児童虐待の増加やいじめ問題の深刻化など、子どもを取り巻く状況が厳しくなる中で、改めて子どもの権利の尊重と子どもの最善の利益を第一に考えるという機運が高まっています。

そうした背景から、令和4年(2022年)6月にこども基本法が産声をあげました。持続可能な社会を継続していくためには、次代を担う子どもたちの多様性が尊重され、一人ひとりの個性を大切にしながら健やかに成長していける社会にしていかなければなりません。

¹⁸(子どもの)アドボカシー…子どもが意見を述べることにについて、年齢や成長に応じてふさわしい支援を行うこと。

¹⁹ ウェルビーイング…身体的、精神的、社会的に良好で、満足できる状態や幸福感を示し、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

²⁰ めぐろう…目黒区が平成20年度から発行している中学・高校生タウン情報誌の名称で、中高生編集員を毎年募集し、取材や編集活動等を行い、自らの力でつくっている冊子の名称。

3 子ども・若者居場所づくりプロジェクト

家でも学校でもない、子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくっていきます

友達と楽しく過ごす場所、集中して宿題や自習に取り組む場所、ただ何となく過ごして心を休めるために過ごす場所、家にも学校にも居場所がない子どもたちの避難場所…子どもや若者は、それぞれの個性や状況に応じて、様々な居場所を必要としています。

区はこうした課題に応えるため、学校、児童館など従来の取組をより発展させるとともに、様々なニーズに応え、大人が適度な距離で見守り、必要があれば支援する、新しい居場所づくりに取り組んでいきます。

○計画期間中の事業

ページ	事業番号	事業名
P.74	Ⅱ－(3)－01	生きづらさを抱える子どもたちのための居場所づくり
P.74	Ⅱ－(3)－02	多様な学びの場、居場所の確保
P.75	Ⅱ－(3)－03	乳幼児から中高生までの新たな居場所の創設
P.75、107	Ⅱ－(3)－04	児童館等の役割再構築
P.76、107	Ⅱ－(3)－05	既存の社会資源などを活用した子どもの居場所事業
P.76、108	Ⅱ－(3)－06	すべての小学生のための放課後の居場所づくり
P.77	Ⅱ－(3)－07	地域で活動する子育て支援団体との連携支援

プロジェクトコラム③

子どもたちが抱える悩み～孤独～



「もう駄目かもしれない」「死にたい」

これは、ある大学生がコロナ禍において、対面授業が中止になり、孤独や不安感から体調を崩し、親からも理解されず、ふと漏らした心の声です。また、友達同士のトラブルやいじめなどが原因で人との接触ができなくなり、やがて引きこもりになってしまう子どもも増加しています。どちらも「対人関係」が主な原因です。

子どもたちは不安や孤独感からひとりぼっちになってしまうと、自分で何かをやりたいという意欲がなくなっていきます。人への信頼感もなくなり、他の人とつながる機会があっても、そうした意欲すらわいてこなくなってしまうです。

では、そこから脱出するためのきっかけはどうすれば良いか。それは「温もり」ではないでしょうか。

生活リズムの改善や人との会話はもとより、周りのひとたちの温もりにふれながら、ゆっくりと前に進んでいけるような取組が大切です。それを周りの私たちが急がば回れの気持ちで支えていければ良いですね・・・。